

平成28年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 平成29年1月30日（月）午前10時から午後12時10分まで

2 場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員（8名）

石井 慶造	東北放射線科学センター 理事
伊藤 晶文	山形大学 人文学部 准教授
岩谷 幸雄	東北学院大学 工学部 教授
野口 麻穂子	森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
山本 玲子	尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏	一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：3名

4 会議経過

(1) 辞令交付（佐野環境生活部長）

佐野部長から、出席委員8名に対し、平成29年1月1日から平成31年12月31日までを任期とする辞令が交付された。

(2) 開会 司会（大泉副参事兼課長補佐(総括担当)）

審査会は13名の委員で構成されており、本日8名の委員の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、内、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることの確認を行った。

(3) あいさつ（佐野環境生活部長）

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。本日は、13名の委員の内、12名の方が任期満了に伴う改選ということで、前回から引き続いての9人の先生方と、新たに3人の先生方に、ただ今、辞令を交付させていただきました。皆様には、快く委員をお引き

受けいただいたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。委員の先生方におかれましては、本年1月1日から3年間の任期の間、何卒、御指導のほど、よろしくお願いいたします。さて、先の東日本大震災からまもなく6年経とうとしております。この間、復興特区法に基づく震災関連のアセス案件としまして、JR常磐線復旧事業と石巻市新蛇田土地区画整理事業の2件につきまして迅速に御審議いただきました。また、石巻市や気仙沼市内の風力発電事業についても御審議をいただいたほか、地熱発電所リプレース事業などにつきましても、継続して御審議いただいているところでございます。これからの任期中においては、ダム建設事業、あるいは電力自由化等を受けて、風力発電を始めとした再生可能エネルギー案件の審査が主なものになろうかと思っております。さらにJR常磐線や石巻市新蛇田地区の供用開始を受けて、震災関連アセスの事後調査等も引き続き報告されてまいります。本日は、委員改選後初の審査会となりますことから、会長及び副会長の選出のほか、(仮称)宮城加美風力発電事業に係る配慮書の審議等がございます。限られた時間の中ではございますが、活発な論議がなされることをお願いし、簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(4) 審議事項

① 会長及び副会長の選出について

【司会(大泉副参事兼課長補佐(総括担当))】

それでは、これから議事に入りたいと思います。

次第4、審議事項(1)「会長及び副会長の選出について」でございます。環境影響評価条例第50条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によることとなっておりますので、事務局次長の渡部を仮議長として互選を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

ありがとうございます。それでは次長の渡部が仮議長を務めます。

【事務局 渡部次長】

それでは、仮議長を務めさせていただきます。

ただ今司会のほうから説明がありましたように、会長の選出は委員の互選によるものとされておりますが、どなたか御推薦等ありますでしょうか。

【由井委員】

はい。本審査会の会長をこれまでも務めており、また、経験実績が豊富な山本玲子委員に是非お願いしたいと思っております。

【事務局 渡部次長】

ただ今、山本玲子委員を会長にという声があったのですが、皆様いかがでしょうか。

< 異議なしの声 >

【事務局 渡部次長】

異議なしということによろしいでしょうか。それでは、会長は山本玲子委員ということをお願いしたいと思います。会長が決まりましたので、ここで仮議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会 大泉副参事兼課長補佐(総括担当)】

それでは山本委員，会長席に御移動願います。

それでは山本会長から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

【山本会長】

ただいま，御指名を受けました山本でございます。今年度はいくつかの案件がございますので，委員の方々の御協力を得てスムーズにこの審査会を進めていければありがたいなと思います。御協力の程よろしく願いいたします。

【司会 (大泉副参事兼課長補佐(総括担当))】

それではこれから議事に入りたいと思いますが，環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしく願います。

【山本会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

続きまして，次に副会長の選出でございますが，こちらも互選によるものとさせていただきます。どなたか御推薦等がありますでしょうか。

< しばし沈黙 >

それでは事務局の方で案がございましたらお示しいただきたいと思います。

【事務局 佐藤技術主査】

はい。事務局では平野委員が適任かと考えております。

【山本会長】

ありがとうございました。ただいま提案がございましたが，皆様いかがでしょうか。

< 異議なしの声 >

【山本会長】

よろしいでしょうか。それでは，副会長は平野委員ということによろしく願いしたいと思います。それでは平野委員，副会長席に御移動願います。

それでは平野副会長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

【平野副会長】

平野でございます。副会長は荷が重いかと思っておりますけれども、宮城県のより良い環境づくりのために、きちんとした審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【山本会長】

ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、審議事項2に入りたいと思っております。（仮称）宮城加美風力発電事業計画段階環境配慮書についてということですので、参考人の方、入室願います。

（参考人入室）

今回の配慮書については、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、当面、希少種の部分とそれ以外の部分と審議を分けずに進めていきたいと思っております。該当する場所が先生方の御発言の中に出るようなことがございましたら、前もって言っていただければと存じます。

それでは先ず事務局から説明願います。

【事務局 山田技術主査】

②（仮称）宮城加美風力発電事業 計画段階環境配慮書について（諮問）

○資料1～3，参考資料（略）

○資料4～5（参考人説明（略））

【山本会長】

ありがとうございました。それでは引き続き先生方の御意見をお聞きしたいと思っておりますが、その前に欠席の先生方から何か御意見がありましたでしょうか。事務局でもし受け取っているようであればお願いいたします。

【事務局 佐藤技術主査】

欠席の先生方からは特に御意見はございませんでした。

【山本会長】

ありがとうございます。

それでは質疑に入りたいと思っております。冒頭申し上げましたが、各先生方で希少種に関する御発言がある場合は前もって一言言っていただきますと、傍聴者の方々に御退席願うケースもありますので、その点御了承願います。それでは先ほどの説明に対して御意見、御質問などございませんでしょうか。

【由井委員】

本日の中身には入っていないんですけど、ダム事業が近傍にあるわけですけど、動物の行動圏がかかったり、景観とかあるいは具体的に今回の案件の事業区域内をダム事業

が利用する場合もあるかもしれないので、周辺に別の事業が存在する場合は、その事業との複合影響、評価の仕方・内容についても齟齬がないように、向こうの計画書をよく見て対応する必要があると思うんですけど、何か考えていますか。

【参考人】

ダム計画の方も、事業者といたしましては地元の地権者の皆様、住民の皆様、加美町の方からも説明を受けておりますけれども、十分調整を図りながら相互の事業になるべく影響がないような形で、事業のとりまとめを図っている状況となっております。

【由井委員】

いずれ、今後実際に作業としてやっていかなければいけないということですね。

【参考人】

はい。

【平野副会長】

薬菜山周辺というのは、宮城県では唯一ではないかと思っているのですが、自然景観の価値を利用して、地域が営まれているというか、観光とかを中心として経済活動を行う非常に大事な景観でございます。ですので、その薬菜山への眺めに影響を与えるということは地域経済そのものに影響を与えることになりかねませんので、極めて慎重な景観的な対応をとっていただきたいと思います。そういう意味におきまして、一番懸念しておりますのは、145ページで風車の見え方を送電鉄塔の見え方からの類推で扱っております。これは他に根拠資料が無いので仕方ないのは理解しておりますけれども、是非ご理解いただきたいのは風車というのは動くものでございますので、視認性も非常に高まります。垂直視角が同じであっても視認性が非常に高まること、さらには誘目性まであります。見たくないのに動いているので気になって見てしまうということも起こります。なので、景観への影響というのはこの送電鉄塔よりも遥かに大きいものと理解してください。その上で今回垂直見込み角が1度の所で検討範囲を切っておりますが、これは是非もっと慎重に、薬菜山近辺の景観を壊してしまったら、県としての損失が非常に大きゅうございますので、その周辺までより対象を広げていただきたい。それから、今ウェブサイトを検索しましたが、写真家も薬菜山の写真を結構撮っております。なので、視点場の選定も、今、施設の場所で考えておられるようではありますが、できれば写真家の方々だとか、ポスターですとかガイドブックとか薬菜山の風景が撮られている場所というのも考えていただきながら、薬菜山のいろんな県民・国民の楽しみ方がどのくらい変わるのかという形で、景観の予測・評価をしていただけたらと思います。手間がかかるとは思いますが、そのぐらいの慎重さを持ってやらないと、多分加美町としても宮城県としても、宮城県が誇る自然景観の財産でございますので、すんなりと地元にも話ができないと思いますし、慎重な対応を是非お願いしたいと思います。

【参考人】

現状におきましても加美町様と、今、副会長様の方からもご意見がありました通りカメラマン等は非常に景観が素晴らしいということで、県外の方からも来街者が非常に多く来られているという状況も聞いております。加美町さんの方からもどのように景観に影響を及ぼすのかというようなところで、フォトモンタージュの提出も求められておりますので、これらに十分配慮する形で、当然ながら町役場さん等とも十分調整や意見交換を行いながら慎重に配慮して参りたいと考えております。

【平野副会長】

視認の特性に関してはいつも留意しておいてください。鉄塔で1度しか見えないから、1度だから大丈夫だという判断はなさらないでください。大事なところから1度で見えているとかなり影響出ると思います。

【参考人】

承知いたしました。

【牧委員】

植物の重要な群落についてお伺いしたいのですけれども、実施想定区域内には重要な植物群落がないので、改変によって大きな影響は受けないだろうと結論づけられているかと思うのですが、実施想定区域のすぐそばに沼沢地の植物群落が二つほどございまして、こういったものは直接この場で改変しないまでも、そういう群落が成立するためには何らかの地形的な特異性があるはずで、近傍に改変する場所があると、そこを改変することによって何らかの特殊な成立要件というのが崩れることがあるのではないかと考えるわけです。なので、そのあたりも、単に直接手を加えないから大丈夫という考え方ではなく、特殊な群落が成立する要因ということも含めて評価をいただけたら良いんじゃないかと考えます。

【参考人】

貴重な御助言ありがとうございます。今後調査予測していく中で適切にその辺の影響も把握してまいりたいと思います。

【石井委員】

風力発電の羽は遠くで見ていると、のどかに回っているが、実際には時速100キロメートル以上で回っている。猛禽類・鳥に対しては完全に凶器なんですね。要するに発電と言えばそうなんですが、実は天空・地上百何十メートルの所に凶器と言ったらおかしいんですけど、そういったものが存在していて常にそれが鳥に当たると死ぬということなんですね。その辺を加美町の人たちが認識して、「良いよ」と言うことかどうかなんと調べた方が良いんじゃないですかね。風力発電を見てモダンだと思う人もいるし、さっき副会長が言ったように見るのもいやだという人もいるし、いろんな見方があるので、基本的には地域の人たちが受け入れないと話にならない。現実には普通の施設と違って、危険なものがぐるぐると回っているという認識がある、ということをしっか

りと、雷が万が一落ちて、ちゃんと避雷針などしていると思うんですけど、落ちる事故が世界でも有るわけですし、その時その周りには人がいないようにしているので大丈夫だと思うんですけど、いずれにしろ凶器みたいなものがぐるぐると回っているんだよという認識をしてもらってからというのが重要ではないか。鳥にとっては走っている車に、人がぶつかるようなものですから、そういう状況にあるということを住民の人に良く知ってもらった方が重要だと思いますけどね。「人と自然との触れあい」について、実際に18基ぐらいの風力発電が、青森県の六ヶ所村とかに行くと回っている。それを見てかなり意見が、自然の景観の中に回っているのを怖がる人もいれば、良いと思う人もいます。住民だけでなく、カメラマンなど外から来る人たちがどうなのかということで、今大変重要ではないか。調査をしっかりやらないと、造ってからでは話にならないので、十分注意してくださるとありがたい。

【参考人】

貴重な御意見ありがとうございました。町役場さんの方でも、今、石井委員さんから頂いた御意見と同様の御意見を頂いております。弊社の方では宮城県に隣接している山形県酒田市の方にも風力発電を現在運営している背景がございます。これらの施設を地域住民の皆様を対象といたしました見学ツアー企画等により、風車に触れて頂く機会を設けたいと考えています。出来るだけ多くの地域住民の皆様に御参加頂いて、風車の理解を深めて頂くということで次年度は対応させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【平野副会長】

先ほど言い忘れましたが、方法書の段階から送電鉄塔の配置検討も是非考えて頂いて、その景観についても一緒に行って下さい。正直言いますと、この資料を拝見したときに、よりによって薬菜山の近くに造らなくても良いでしょ、と正直思いました。宮城県民にとってはそういう場所なんです。出来れば別の場所でやって頂きたい。そういう場所であることを是非、御理解下さい。ですから最初から送電鉄塔も含めてですね、これだけ影響がないのであれば、薬菜山の近辺であっても良いのではないかと、くらいにして頂かないと知事も県民に説明出来ません。

【参考人】

ありがとうございました。以降の方法書の段階ではさらに精査させて頂き、風車位置等を皆様にお示しできるような形で事業の方を進めさせて頂きたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

【由井委員】

植物で135ページのところで、南東側に一部楕円形の小さい事業区域がありまして、そこに赤い線の荒沢県自然環境保全地域が半分掛かっているのですが、県の自然環境保全地域の中にも、A、B、Cと重要度のランクがあると思いますけど、その風力の事業がどういうランクなのかという事と、そのランクがもしあれば保全管理の方針なり指

針ですね、こういうのがあるのかを知りたいのですが。そもそも自然環境保全地域に風車が建てられるがどうかというところから教えて下さい。これは県の方からでも結構です。

【事務局 大信田技術補佐（総括担当）】

荒沢自然環境保全地域については図面の方で赤く括られている地域ですが、自然環境保全地域の普通地域に指定されております。許認可としての手続につきましては、自然環境を保全するために、出来るだけ環境に影響のあるような施設の開発等は回避して頂くことは原則ですが、普通地域ということもあって手続上は届出を提出して頂くこととなります。届出されたものにつきましては、自然環境の観点から主要な展望地からの展望に著しい妨げがないかとか、色彩、あるいは土地を改変する規模が必要最小限であるかといったようなところを確認させて頂くこととなっております。

【由井委員】

普通地域の届出制ということですね。その審査はないのですか。こちらの審査とどちらが優先するのでしょうか。

【事務局 大信田技術補佐（総括担当）】

許認可としては、それぞれ個別の法律や条例に基づいて実施しております。その審査基準に基づいて基準を満たすかどうかで判断することになるかと思えます。ただ、もちろんこの計画自体の規模が大きいという事で、環境影響評価が行われるということもございます。

その中で、自然公園等の審査項目と大変項目が重複していることもございますので、この審査会での答申内容等も考慮しながら許認可の判断をすることとなるかと思えます。

【由井委員】

この事業は法の第一種事業ですよ。ですから宮城県は知事意見を上げるということですけど、最後は環境大臣と経済産業大臣の意見が出てきますよね。その中にこちらの県自然環境保全地域への知事意見が含まれていれば、それを踏まえて環境大臣がさらに意見を構成することになりますね。その時に県自然環境保全地域の届出に対する認知・認証、それが先行して先に出ていなければ向こうも判断出来ないことになりますよね。

【事務局 佐藤技術主査】

ちょっと補足させて頂きます。環境大臣の意見につきましては、配慮書の段階では特に知事意見を勘案してとかではなく、環境大臣は環境大臣意見として、経済産業大臣に意見を提出して、それを勘案した形で経済産業大臣が事業者へ意見を提出するので、配慮書の段階では別の流れで提出する形になっております。

【由井委員】

分かりました。どういう意見なのかは大臣次第なのですが。

この資料3のスケジュールを御覧になって頂きたいのですが、一番上のところの、大臣意見は先に出て、知事意見が後から出るように見えるのですが、これはこの順序でよろしいですか。

【事務局 藤村技術主査】

知事意見を形成するにあたっては60日程度ということで、経済産業省大臣が提出するにあたっては90日以内となっているので、基本的には知事意見の方が早く公表される形になります。

【由井委員】

そうすると経済産業大臣は、知事意見を御覧になるということですよ。だから、審査会の方は自然環境部局への届出が将来、準備書まで行った段階でしょうかね、その段階で知事意見を構成するための審査がありますからね。その時に内容を見て知事意見を提出することになりますから、その瞬間に県の許認可は整理されて知事意見の中に含まれて、上の方に出すという事になりますね。

【事務局 金野課長】

方法書の段階で配置が見えてくると思いますので、その段階で荒沢などのところに入るのであれば、それは良いのかどうかの話になってくるかと思います。

【由井委員】

そうですね。それは自然環境部局でも判断するということですね。

【事務局 佐藤技術主査】

すみません、補足させていただきますが資料3の中で、申請の業務というのが下の方に記載がありますが、工事計画の認可、認可申請・届出というところが自然公園に関する提出する段階となりますので、あくまでアセスの評価書が出来て、その公告・縦覧が終わった後に許認可という順番になっております。アセス図書については許認可部局、自然公園だけではないので、その許認可部局に対して、配慮をお願いするといった形の流れになっております。

【由井委員】

自然公園に係わる工事がもしあれば、認可申請・届出の時にダメです、たとえば大変な事になりますよね。そうならないために事業者は配慮書、方法書、準備書、評価書を通じて県と連絡を取りながら、自然環境に影響がないようにしなければならないと。それから平野先生がおっしゃった景観等についても配慮しなければならないということですね。一回この件は終わります。後は動物でちょっとありますが他の方いらっしゃいましたら先にどうぞ。

【岩谷委員】

103ページの騒音関係のところなのですが、これまであった事業との加算ということになりますので、例えば漆沢ダムの北側にある住宅についての騒音の影響が単に本事業による影響だけでなく、これまでの音圧分布もきちんと見ながら、加算した結果どのような影響を及ぼすのかについては是非、配慮して頂きたいというのが一点と、それから今回の資料の中では、風車の件しか書かれていないのですが、変電設備等々も騒音源として音が出ていますので、その配置についても是非、方法書を作成するときには加味して頂きたいと思います。

【参考人】

ありがとうございます。最初の他の事業との複合的な話がありましたが、例えば工事とかが重なった場合等のイメージの理解でよろしかったでしょうか。

【岩谷委員】

それもさることながら、実際に事業が始まった後に、実際にダムから出る音圧と本事業から出る音圧が加算される訳ですから、その最適化を図っていかないと、実際に住んでいる住民には何の事業であれ、騒音でしかない訳ですから、そういう配慮も必要ではないかということです。

【参考人】

分かりました。

もう一つ、御意見賜っておりました変電設備等につきましても、風車位置等が選定された場合には変電施設等の設置箇所も想定させて頂く予定ですので、これも次のステップである方法書等でお示し出来ればと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

【伊藤委員】

この資料の24ページですけれども。重要な地形位置図の中で地すべり地をオレンジで示されているのですけれども、これは何か地すべり地をあえてこの範囲にピックアップしたという理解でよろしいですか。

【参考人】

今、図でお示ししている範囲は日本の典型地形という範囲をそのまま図に反映している状態でございます。

【伊藤委員】

地すべり地形分布図というのがあるのですけれども、そういったもので見ますと、先ほどの自然区域ですか、135ページですね。先ほどの自然環境保全地域に係るエリア、ここは全体が大きな地すべり地として研究なんかもいくつか報告がされているのですけれども、そういういった場所で、おそらく湿原だったり沼地なんかもそうですけれども、地すべりからきている沼沢地と考えられるのですけれども。そういった意味でいきますと、

かなり広大なといいますか、事業実施想定区域の南東部の小さい範囲ありますけども、そのあたりがかなり関わってくるかなと思います。そこは南側だけではなくて、北側も地すべり地がありますので、風車を設置する所は尾根部になると思うんですけども、そこから北側も南側も地すべり地が認定されている場所になっています。地すべり地形分布図なんかですと。少なくとも南側はかなり大きな地すべり地ということで研究事例もありますので、風車の設置によってどれだけ、地すべり、あるいは地すべりが実際に動いていくところまでいく、いかないというは別ですけども、どれだけの影響があるのか、あるいはそれを作るための道路なんかもどこかに通すと思うんですけども、そういったところの影響もですね、今回は地形についてあまり評価しなくていいんじゃないかといったかたちだと思うんですけども、もし地すべりに影響が与えられれば、その湿原に住んでいる動植物にも影響を与えていくと思いますし、水質にも大きな影響を与えていくと思いますので、地すべり地形の全体を把握されて、実際に事業を行ったときの影響を考えていただければと思います。

【参考人】

御教授ありがとうございます。検討させていただきます。

【由井委員】

24ページの凡例がありましたので、質問しますけれども。この図の左下に風穴がございます。これ地表に洞窟が現れている風穴ですか、それとも岩がただ積み重なっている風穴ですか。わかりますか。

【伊藤委員】

きちんと現場を見に行っていないんですけど、いわゆる地すべり性の風穴というふうなかたちで、最近本なんかも、「日本の風穴」という古今書院から出ている本なんかもとめられたものも出ていますので、検討いただければと思います。

【由井委員】

ありがとうございます。次に123ページに飛びますけれども、ここに動物の評価が書いてありまして、一番最後の行からですけども、重要な種の生息な状況や生息環境、希少猛禽類及び渡り鳥のうんぬんと書いてありますが、例えば、風穴、洞窟、樹洞等があれば、希少なコウモリとかがすんでいる可能性があります。この前のページにリストが載っています。コウモリは殆どが希少種ですが、獲る人が殆どいないので非公開でなくとも大丈夫なので喋ります。鳥の方は渡り鳥と書いてありますが、コウモリは重要な種もいますけども普通種であって、例えば渡りするコウモリもいます。これを読んでいるとコウモリの普通種が抜けちゃうんですね。最近、ヨーロッパでもアメリカでもコウモリは渡るといっているのはわかっている、実は渡り鳥よりもたくさんコウモリがあたっているんですね。日本でも既存の風車でもコウモリはかなりあっています。最近の国内のアセスにおいては一番質問が多いのはコウモリです。20通くらいきますよ。それに対応するためにも、方法書段階の話になりますけども、しっかり調査するように計画を立

てる必要があって、特にここでは最大150メートルの高さの風車の可能性もあるわけですので、それに対応した方法書を組み立てる必要がある。今日の配慮書段階ではコウモリの普通種とかコウモリの渡りのことが抜けているので、これについて配慮してくださいというのが私の要望です。

【参考人】

ありがとうございました。コウモリにつきましても、十分御意見賜りました内容に沿いまして、次回の方法書等でお示しできればと、調査させていただきたいと考えております。

【石井委員】

聞きもらしたかもしれませんが、風車を18基造るとけっこうな工事になると思います。道路を作ったりするのもかもしれないですけど。その工事をするときの環境影響というのが無かったような。要するに風車が建ってからどうなるかという話はよく書いてあるんですけど、それを作るまでの過程で、工事で、環境に影響がどういうふうになるのかという説明はなさったんでしょうか。

【参考人】

工事に関しましては今後、現地の雪解けの状況も含めながら現地の調査も始めさせていただき、土量の調査ですとか、測量の観点から工事関係の調査、工事の予定、工程等を組み立てていく予定となっております。引き続き工事計画届出等で十分に配慮させていただき、県にも御報告させていただきながら、計画を進めていく予定としております。現状では具体的な工事計画等が整っていないので、具体的な内容には触れることはできませんけれども、これらにつきましても関係部局と引き続きすり合わせ等させていただきたいと考えております。今日の説明はこのようなかたちにさせていただければと思います。

【野口委員】

植物群落におきまして乾性草地が事業実施想定区域内の主要な植生の一つになっていると伺っておりますが、実際35ページの図を拝見してみますと概ね牧草地ということですが、一部にススキ群団なども見られます。私も現地存じませんので、ちょっとわからないところもございますけども、生物多様性の保全上で重要な半自然草地なども含まれているのではないかと推察されますので、そちらの方に配慮が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

【参考人】

ありがとうございます。今後、方法書を経まして、現地調査の方に入って参りますので、現地の方で実際の群落を確認したうえで、適切な予測、評価を行っていきたいと考えております。

【山本会長】

計画段階配慮書というのは原則複数案の提示ということになっております。今回提示されているのは、位置の提案，それも絞り込みの提案だけですよね。絞り込み法が仕方が無いというのは，複数の場所を設定するのが難しい場合に限ってとか，それなりの理由があつて，初めてこういう提出の仕方ができるというふうにガイドラインでは示されているのかと思いますが，これが御説明の中では理解できなかったのですが，教えてくださいませんか。

【参考人】

まず，7ページを御確認下さい。事業実施想定区域の検討範囲ということで，ちょうど黒い点線枠で事業用地の方を第一候補地として検討をさせていただきました。しかしながら，会長からも御指摘がありました。弊社としても複数の案をもっておりましたが，こちらの左側の漆沢ダムの西側にタカモリ山も含めまして検討範囲としておりましたけれども，こちらの方には猛禽類の発生，渡り鳥の状況が見られるということで，これらに十分配慮したかたちで，現在はこの事業実施想定区域といたしまして2つのエリアを想定させていただいたと，というところまで絞り込みを行った経緯がございました。また，主要地の地権者の状況等を確認をさせていただきましたところ，非常に多数の共有地からなる土地の状況でありますとか，こちらの方で事業地として検討できないような地区，それから所有者の状況を鑑みましてので，大変恐縮ではございますけれども，土地利用による状況を踏まえまして現状，このような形で2箇所ほど提示をさせていただいているんですけれども，このような想定範囲とさせていただいた経緯がありました。以上です。

【山本会長】

そういう経緯があるのでしたら，それを書くのが配慮書の求めていることなので，今はもう変えられませんが，方法書のところできちんと書いていただきたい。あるいは，私専門ではありませんが，6ページの風況の地図ですとか，7ページ，8ページ，9ページくらいまでの図を見ておりますと，例えば，先ほど1キロメートル以内に84戸の住宅があるというお話がありました。それなら最初からこういう地域の設定ではなくて，住宅から離れた形で地域設定をなさればいいのではないかと思うんです。あるいは風況のところから見ますと，点線で区切られたところよりも，南東側，風況だけから見ますと，そちら側に持っていくということも可能かと思われたんですが，例えば，そういうことの検討はどうかさいましたか。

【参考人】

御意見ありがとうございます。風況だけを考えた場合，御意見ありましたとおり，南側の方が非常に風況が良い条件が整っているところでございますが，保安林等が点在されてございますので，そういった保安林等は回避した経緯がございます。また，近隣に住まわれている住宅から近いだろうという御意見もございました。こちらは，今後，具体的な風車位置を選定してまいりますけれども，弊社としては，自社規制として1キロ

メートル以上、風車位置を住宅から離す形で風車の位置を選定することを検討していますので、現在の予定地の中でできる限り住民の方に影響のないような風車位置を選定してまいります。

【平野副会長】

保安林は自動的に回避するのに、菓菜山の景観は自動的に回避しないんですね。

【参考人】

保安林それから自然区域等は同等として考えてございます。

【平野副会長】

自然区域じゃなくて、今回の計画案は菓菜山の背景にどうしてもでてしまうのが、目に見えている場所を選んでおられますよね。僕なんかは最初はそこから外すんですよ。宮城県の県民にとっては、保安林を守ってもらうことよりも、菓菜山の景観を守ることの方が絶対に大事です。そこは手続き上どうかというよりは、県の資産として、本当にこの風力発電所が県民全体にとってもいいものになるように、そういう発想で考えてください。手続き上保安林解除が面倒くさいのは知ってますよ。そこはデフォルトで外すのに、なぜ景観のことはデフォルトで外さないのか。

【参考人】

御意見がありました、菓菜山の景観に十分配慮させていただく形で事業を進めさせていただきます。加美町の方とも十分意見交換をさせていただきながら、対応させていただきます。御意見ありがとうございます。

【山本会長】

そういう意味では、風況だけではなくて、元々の大きくくくった部分に関しましても保安林もいっぱい入ってますよね。ですから、最初からここだけっていう形ではなくて、複数ものを出して、なおかつ、ここで考えたいということを明示するようにしていただけるとよろしいのではないかと。今の御説明を聞いても、色々一応検討なさっているわけですから、その検討のやり方が妥当であるかどうかというのをここで審議しなければいけなかったわけですが、それができない状況である。この段階では、どこで展開するかということだけで、風車の配置ですとか、そういうものの検討が出来ない状況なんですね。全部、検討中、検討中になっております。本当はもうちょっと、熟度が高くなってからここに出していただけるというのがよかったのかなと言う気もしますが、その点に関してはどうお考えですか。

【参考人】

御意見ありがとうございます。十分に精査する前に、検討段階で御審議いただくという御意見でございましたので、今回の配慮書の方はすでに印刷物として御提供させていただきました。次回以降、弊社の事業に勘案させて、対処させていただきます。

また、方法書に関しましては、本日いただきました御意見等を十分に対応させていただきながら、再度お諮りさせていただきたいと思っておりますので、引き続きご指導よろしくをお願いします。

【山本会長】

他、何かございますでしょうか。

ちょっと残念だなというところもいくつか、せっかく、きちんと出していただいたのに、色々おやりになっていること、こちらが求めていることが必ずしも盛り込まれてなくて、資料もお持ちなのに、大変残念かなという気もいたしますが、これを方法書のところで、あるいは、新しい事業をされるときは、計画配慮のところで、こちらからの意見を参考にしてやっていただければと思います。

これで、他に質疑がなければ終了したいと思います。よろしいでしょうか。

【石井委員】

ちょっといいですか。最後のところで、会長と副会長の言っているところが結構重要ではないかと思ったのが、やっぱり、薬菜山のすぐ隣にこういうものを造る。かなり変わっちゃうんですけど、イメージが。県として、こういった観光地みたいな、そういうことを考える、ちゃんと考慮することを考えると、この風力発電は別のところでもいいような気がするんですね。県としても風力発電というのを、これが問題なんですけど、自然に本当に優しいかどうかというのと、動物には全然優しくないんで、いっぱい造ることは宮城県としていいかどうかというのは別に考えなければいけないんですけど、何もこういうこの周りの人たちがいいからというのではなくて、宮城県の財産としてという観点で考えると、もっと別なところでもあるじゃない、というので、別なところも考えてもらった方がいいのかなと。これは会長の言っていることを、そのまま、そうだよねということを言っているだけなんですけど。その当たりを認識した方がいいんじゃないのかなと。宮城県に進出してやる場合には。結構薬菜山には人が来るんですよ。この近くに温泉もある、結構人が集まってくる。というところに、風力発電がマッチするかというのが、それが宮城県としてキャッチフレーズになるのが心配。そうじゃないところで、風力発電が来れば、人が集まってきてその地域が活性化するということもあるんで、ここだけって考えないで他のところも考えて欲しいなど。せっかく宮城県に造ってもらったんだらね。希望みたいなものですけど。

【山本会長】

よろしいでしょうか。

それでは、他になれば、質疑をこれで終了させていただきます。

参考人の皆様、ありがとうございました。

(参考人退室)

それでは、引き続きまして、報告事項に移りたいと思います。

事務局から説明願います。

(5) 報告事項

【事務局 金野課長】

環境影響評価条例施行規則の一部改正について

○報告1 (略)

【山本会長】

ありがとうございました。それでは先生方から御意見、御質問などございますか。

【由井委員】

現行からどのように変わったのですか。

【事務局 金野課長】

これまでは火力発電所につきましては、アセス法の中でしか規定が無くて条例にはなかったのですが、今回、小規模の火力発電所ということで、条例の方に新しく加えるというものでございます。

【平野副会長】

これは仙台市の案件の影響ですね。

【事務局 金野課長】

その影響もございます。宮城県では仙台市の方でもアセス条例を持っております。ですから仙台市内に施設を建てる場合には仙台市のアセス条例で審査がされます。今回のものは仙台市以外の宮城県分の中にこのような発電所ができる場合には、県の条例で審査になるということでございます。

【山本会長】

御存知の先生方もいらっしゃると思うのですが、仙台港で造ると出されたものが、大変大気汚染が酷くなるような設備、それもアセス法のぎりぎりのところですよ。

【事務局 金野課長】

11.25万キロワットがアセス法の対象なのですが、それが11.20万キロワットの施設なのですね。

【山本会長】

それで申請していて、アセス対象外ということで、アセス逃れということで、地域の大気汚染とか色々な点で問題になるという案件が出てきたというふうに私は理解しております。それでよろしいですか。

【事務局 金野課長】

地域の方に説明がされていないというのが一番問題になっているところでございます。そういうこともありまして、できるだけ早くということで考えているところでございます。次回技術指針の諮問をさせていただきますので、何卒よろしく申し上げます。

【山本会長】

ということでよろしいでしょうか。

最後にその他でございませけれども何かございませか。

【平野副会長】

1点だけ事務局に確認したいのですが、先ほど会長がおっしゃっていた配慮書だと複数案を出すのが基本で、肝ですよね。それが実施されていないものは、本当は事務的に不受理していただいて、きちんと出してもらおうよう指導した方がよいと思うのですが。それができない理由が別にあるんですか。

【事務局 佐藤技術主査】

事務局からお答えします。平野副会長がおっしゃるように配慮書の肝である複数案が設定されていないということで、県としましては、前回審議いただいた発電所の案件でも同様の問題がありましたので、複数案について何とかならないのかと事業者に指導はしましたが、そこは見解の相違があり、できませんでした。その正当性について、法第1種なので環境省に確認したんですけども、環境省では「配慮書手続きに係る技術ガイド」を出しておりまして、その中で複数案を設定できない場合は絞り込みによる手法も認めますということが書いておりまして、違法では無いので不受理は困難と考えております。これにつきましては、本日会長から御指摘もありましたので、答申の方に含めさせていただいて、それを知事意見として方法書に配置を含めた絞り込みの経緯を事細かに示していただくように、知事意見に含めたいと考えております。

【山本会長】

よろしいでしょうか。それでは、その他について、事務局からお願いします。

(6)その他

【事務局 平塚技術補佐（班長）】

事務局から連絡させていただきます。本日御審議頂きました配慮書については、先ほど担当から説明しましたとおり、60日程度で知事意見を形成し、事業者へ提出するよう省令等に規定されております。次回の審査会については事前にお知らせしておりますとおり、2月21日火曜日の午後3時から開催いたします。次回の審査会において答申を取りまとめいただきたいと考えておりますので、御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願ひいたします。なお、本日の審議に係る追加の御指摘等ございましたら、御意見送付票を資料6として御用意いたしましたので、御記入の上、事務局あて送付いただければと思います。最後に、本日の資料でございませが、郵送を希望される場合は机の上に置いていって頂ければと思います。事務局からは以上です。

【山本会長】

どうもありがとうございました。

以上で、審議を終わらせていただきます。これで私の役割は終わりましたので、事務局にお渡しいたします。

【事務局 大泉副参事兼課長補佐（総括）】

山本会長ありがとうございました。委員の皆様にはお忙しいところ御審議いただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして、環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日はありがとうございました。